

許可番号 第07510017545号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 山口県下関市大字小野416番地の1

西部工輸株式会社

氏 名

代表取締役 青 木 一 志

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。
~~第14条の2第1項~~

下関市長 前 田 晋 太 郎



許可の年月日 令和2年12月1日

許可の有効年月日 令和7年11月30日

1. 事業の範囲

- ・ 廃プラスチック類（自動車等破砕物を含む。）
- ・ 紙くず
- ・ 木くず
- ・ 繊維くず
- ・ ゴムくず
- ・ 金属くず（自動車等破砕物を含む。）
- ・ ガラスくず，コンクリートくず及び陶磁器くず（自動車等破砕物を含む。コンクリートくずは、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）
- ・ がれき類

以上8種類（積替え保管を含む。）

これらは、石綿含有産業廃棄物であるものを含み、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。

- ・ 燃え殻
- ・ 汚泥
- ・ 廃油
- ・ 鉱さい
- ・ ばいじん

以上5種類（積替え保管を含まない。）

これらは、石綿含有産業廃棄物であるものを含み、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
- ・ 裏面記載のとおり

3. 許可の条件

- ・ なし

4. 許可の更新又は変更の状況

- ・ 裏面記載のとおり

5. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 ~~有~~ ・ 無

以下余白

・保管場所は次の場所に限る。

- 1 (1)所在地：下関市大字小野字刈屋 652-1、653、653-1、654-1、655-1、656-2、656-5、656-7
(2)種類：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、
ガラスくず、コンクリート及び陶磁器くず、がれき類 以上8種類
(3)面積：1,600㎡
(4)保管上限：3,500㎡
(5)最大高さ：5.0m
- 2 (1)所在地：下関市大字小野字六三郎 441-10、442-1、443-1、443-3
(2)種類：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、
ガラスくず、コンクリート及び陶磁器くず、がれき類 以上8種類
(3)面積：2,126㎡
(4)保管上限：4,374.5㎡
(5)最大高さ：7.0m
- 3 (1)所在地：下関市大字小野字引地 672-1、672-4、674、675-1、676
(2)種類：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、
ガラスくず、コンクリート及び陶磁器くず、がれき類 以上8種類
(3)面積：1,985㎡
(4)保管上限：2,986.5㎡
(5)最大高さ：5.0m

・許可の更新又は変更の状況

当初許可年月日	昭	和	5	2	年	2	月	2	4	日
変更許可年月日	昭	和	5	9	年	3	月	1	9	日
変更許可年月日	昭	和	5	9	年	4	月	1	9	日
	(「燃え殻」「汚泥」「廃プラスチック類」「木くず」「金属くず」 「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」「ばいじん」の追加)									
許可年月日	平	成	2	年	1	2	月	1	日	(期限付与)
変更許可年月日	平	成	7	年	5	月	9	日	(「積替え保管場所」の変更)	
更新許可年月日	平	成	7	年	1	2	月	1	日	
変更許可年月日	平	成	1	2	年	3	月	1	日	(「廃油」「紙くず」「繊維くず」「鋳さい」の追加)
更新許可年月日	平	成	1	2	年	1	2	月	1	日
変更許可年月日	平	成	1	4	年	6	月	1	日	(「ゴムくず」の追加)
変更許可年月日	平	成	1	7	年	1	0	月	2	7
	(「廃プラスチック類」「紙くず」「木くず」「繊維くず」「ゴムくず」「金属くず」 「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」の積替え保管の追加)									
更新許可年月日	平	成	1	7	年	1	2	月	1	日
更新許可年月日	平	成	2	2	年	1	2	月	1	日
変更届出年月日	平	成	2	7	年	1	1	月	1	9
	(「積替え保管場所」の追加)									
更新許可年月日	平	成	2	7	年	1	2	月	1	日
更新許可年月日	令	和	2	年	1	2	月	1	日	